

# 要 請 書

令和4年6月14日

全国土地改良事業団体連合会  
都道府県土地改良事業団体連合会

## 要 請 書

地球規模の異常気象に伴う大規模災害の頻発化、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、さらにはロシアのウクライナ侵略により、食料安全保障を巡る負の影響が国際社会に生じている。一部の輸出国では穀物の輸出規制が実施されるなど、食料流通の機能不全や食料価格の高騰に国民が不安を覚えた。

我が国の農業・農村に目を向けると、人口減少の波が都市に先行して強く押し寄せ、農業従事者の高齢化や減少により、農地や農業用水の管理に支障が生じることで営農の継続が困難になるなど様々な問題に直面している。

国民の命を支える食料を確保することは、このような国内外の情勢いかに関わらず後回しにできない国民ニーズであり、食料安全保障の確立の観点から、日本の食料生産を支える農業生産基盤を維持し、国民の不安を解消していかなければならない。

令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」、令和3年3月に閣議決定された「土地改良長期計画」及び令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、農地の集積・集約化、農地の大区画化・汎用化等の農地整備、スマート農業の展開に向けた基盤整備、農業水利施設等の維持・更新を適時適切に行い、農業を魅力ある産業として担い手に引き継いでいくことが極めて重要な課題となっている。加えて、全国各地でため池を含む農業水利施設等の老朽化が進行する中、令和3年7月梅雨前線豪雨災害に代表されるように、気候変動による豪雨災害や大規模地震が頻発しており、国民の生命と財産を守るためにも、洪水被害防止対策やため池等の耐震化などの農村地域の防災・減災対策の推進を通じた国土の強靱化が極めて重要な課題となっている。

このような中で、土地改良制度については、平成29年、30年に土地改良法が改正され、農地中間管理機構と連携した農業者の費用負担を求めない農地整備事業や、ため池等の耐震化を迅速に進める事業等が創設され、令和4年にはこれらの事業の拡充、土地改良事業団体連合会の新たな業務（防災・減災対策等について借入金により資金を調達し土地改良区等へ交付する業務、小規模な基盤整備について土地改良区や市町村から委託を受けて工事を実施する業務）や土地改良区の組織変更制度を追加する土地改良法の見直しが講じられたところである。

また、令和元年に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が、令和2年に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行され、ため池工事等を推進する措置が講じられ、ため池サポートセンターの設置などの取り組みが全国で展開している。

水土里ネットには、力強い農業の実現等を通じた食料の安定供給や農業・農村の多面的機能を発揮させるため、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していく責務があるとともに、国民の生命と財産を守るため、農村地域の防災・減災対策等の国土強靱化を継続的に推進していくことが求められている。水土里ネットが有する技術、経験など持てる能力を最大限に発揮するため、その体制強化を図っていく必要がある。

土地改良関係予算については、「闘う土地改良」の旗印の下、組織を挙げて様々な活動を行った結果、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算を合わせて、全国の要望を満たす6,300億円を確保することができた。水土里ネットは、この予算を活用し、農業・農村、更には、水土里ネット自身が抱える課題をも直視しながら、国が示した農政の展開方向を踏まえ、男女共同参画を推進しつつ積極的な貢献を果たしていく覚悟である。

全国の水土里ネットは、これまで培ってきた経験と技術を活用し、「闘う土地改良」のスローガンの下、一致団結して、次の事項の実現を図ることを国に要請する。

## 記

- 一 食料自給力の維持・向上を通じて食料安全保障に寄与する土地改良事業の計画的・安定的な推進のため、必要な予算を安定的に確保すること。
- 二 大規模災害からの復旧・復興や再度災害防止の取組を早急に進めること。また、災害対応のデジタル化、事務手続きの更なる簡素化を図ること。
- 三 農業の競争力強化のため、農地の集積・集約化、米から高収益作物への転換、スマート農業の導入を促す農地整備を引き続き推進すること。
- 四 農村地域の国土強靱化のため、老朽化した農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を引き続き推進すること。
- 五 ICT、AI等の先進技術を活用して、土地改良施設管理の省力化・高度化を図るとともに、情報通信技術を扱う土地改良技術者等の人材育成を図ること。
- 六 主として中小規模の土地改良区を対象とした合併等を推進するとともに、土地改良区における複式簿記の定着・活用、燃料価格や農事用電力料金の急激な高騰への対応など、運営基盤強化に対する支援を推進すること。
- 七 流域治水の取組推進に当たっては、関係する農業水利施設の管理者や田んぼダムに取り組む農業者に過度な負担や責任が生じないように配慮すること。

八 水田活用の直接支払交付金の見直しにおいて、土地改良に与える影響を踏まえ、必要な措置を講ずること。

九 上記事項の推進に当たり、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるよう配慮すること。

## 要請者名簿

### 全国土地改良事業団体連合会

会長	二階	俊博
副会長	義經	賢二
副会長	高貝	久遠

### 都道府県土地改良事業団体連合会

北海道	会長	菊地	博
青森県	会長	野上	憲幸
岩手県	会長	大宮	惇幸
宮城県	会長	伊藤	康志
秋田県	会長	高貝	久遠
山形県	会長	佐貝	全健
福島県	会長	車田	次夫
茨城県	会長	葉梨	衛
栃木県	会長	佐藤	勉
群馬県	会長	熊川	栄
埼玉県	会長	三ツ林	裕己
千葉県	会長	森	英介
東京都	会長	山下	奉也
神奈川県	会長	間宮	恒行
山梨県	会長	内藤	久夫
長野県	会長	藤原	忠彦
静岡県	会長	伊東	真英
新潟県	会長	三富	佳一
富山県	会長	堂故	茂
石川県	会長職務代理者	副会長	梶 文秋
福井県	会長	山崎	正昭

岐阜県	会長	藤原	勉	
愛知県	会長	中野	治美	
三重県	会長	末松	則子	
滋賀県	会長	家森	茂樹	
京都府	会長	田中	英夫	
大阪府	会長	北島	政夫	
兵庫県	会長	西村	康稔	
奈良県	会長	奥野	信亮	
和歌山県	会長	二階	俊博	
鳥取県	会長	榎本	武利	
島根県	会長	楫野	弘和	
岡山県	会長	職務代理者	副会長	友實 武則
広島県	会長	木山	耕三	
山口県	会長	北村	経夫	
徳島県	会長	岡本	芳郎	
香川県	会長	大山	茂樹	
愛媛県	会長	篠原	実	
高知県	会長	池田	洋光	
福岡県	会長	新川	久三	
佐賀県	会長	田島	健一	
長崎県	会長	古川	隆三郎	
熊本県	会長	荒木	泰臣	
大分県	会長	義經	賢二	
宮崎県	会長	丸目	賢一	
鹿児島県	会長	宮路	高光	
沖縄県	会長	古謝	景春	